平成３０年（フ）第５０６号
千葉県市原市椎津1007番地　センチュリーヒルズＢ棟131号室
債務者　朝倉　幸恵
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５０９号
千葉県市原市ちはら台南５丁目１番地１
アーバンデュオちはら台２―308
債務者　伊藤　弥生
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５１４号
千葉県市原市青柳720番地５　アルゴハイツＢ―102
債務者　濱田　修平
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５１９号
千葉市花見川区検見川町５丁目357番地　ＣＯＺＹコートⅡ101号
債務者　清水　勝則
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５２０号
千葉県八千代市八千代台東４丁目21番１号
エステートピア八千代台東Ⅰ―202
債務者　田村由希子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５２１号
千葉県船橋市高根台５丁目１番263棟303号
債務者　村竹　芳男
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５２４号
千葉市稲毛区作草部１丁目23番４棟507号
債務者　安田　　勉
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５４４号
千葉県船橋市海神４丁目29番18―305号
債務者　久保田美江
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５５６号
千葉市若葉区若松町982番地７　共生協会
債務者　小松　勝治
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５９４号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番９棟501号
債務者　岡田　宗隆
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６１１号
千葉市花見川区幕張町３丁目1107番地46　エステートピア小川106号
債務者　前嶋　博志
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６３０号
千葉市美浜区高洲１丁目17番７棟120号
債務者　佐藤　義則
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜3230番地３
債務者　高橋　圭一
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第１１６号
香川県高松市春日町1522番地26
債務者　塩津　　勲
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６５４号
福岡県春日市須玖北２丁目28番地　グレイス長野402号
債務者　今井　美佳
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７２３号
福岡市博多区榎田１丁目１番36―203号
債務者　大谷　京子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７３４号
福岡市南区大楠１丁目８番20―501号
債務者　松尾　君代
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部